保育所地域交流会開催

保育所では、地域にお住まいの子育て中のみなさんと、 保育所の子どもたちとの交流会を開催します。

保育所の子どもたちと一緒に、外遊びをしながら、育 児に関する相談、子育ての助言などを行っています。 お気軽にご参加ください。

〈平成17年度前期予定〉

期日	保 育 所	
5月11日(水)	南	
5月12日(木)	中央	
5月17日(火)	北	
6月8日(水)	南	
6月9日(木)	中央	
6 月14日(火)	北	
7月12日(火)	北	
7月13日(水)	南	
7月14日(木)	中央	

雨天の場合は中止となり ます。

対象 町内在住の就学前 の乳幼児と保護者 時間 9時30分~11時



北保育所 寿3-21

⋒728—3258

中央保育所 小室6968-3

a 7 2 2 — 4 8 2 0

南保育所 小室3114

⋒ 7 2 2 **−** 1 8 5 5





町では、節目の年を迎えた高齢者の方々にご長寿をお 祝いするため、新たに敬老祝金を支給します。

なお、従来から満77歳以上の方に支給する敬老年金給 付事業と満100歳を迎えた方に100万円を支給する長寿祝 金支給事業は、平成16年度をもって廃止としました。

1 対象となる方は

1月1日からその年の9月1日までの間、引き続き町 内に住所を有する方で、9月1日現在の年齢が満80歳、 満85歳、満90歳、満95歳の方または満100歳以上の方

2 祝金の額

(1)満80歳、満85歳の方 2万円

(2)満90歳、満95歳の方 3万円

(3)満100歳以上の方 5万円

●該当となる方には、9月に通知します。 支給は10月になります。

圖 高齢障害課高齢障害係例2121









●おはなし会は14時(小さい子の時間)と 14時30分(大きい子の時間)の2回です。

5月…14日 · 6月…11日

●あかちゃん向けのおはなし会



5月20日…11時から

移動図書館「ブックシャトル」5・6月

(第1·3水曜日)

伊奈中央会館 14:00~14:30 小針内宿区民センター14:50~15:20

小針小学校 14:50~16:00 小針中学校 15:40~16:30

5月19日・6月2日・16日 (第1·3木曜日) 11:00~11:45 原児童公園 10:40~11:20

小室小学校 14:40~15:40 丸山公民館 13:50~14:20 南 小 学 校 14:40~15:40

あ や め 会 館 13:40~14:20 宮前児童公園 11:40~12:20

休館日 (5~6月)

5月/2日・3日・4日・5日・9日・16日・23日・30日・31日 6月/6日・13日・20日・27日・30日

お問い合せ

全723-0017

図書館情報は…http://www.lib.ina.saitama.jp

今月のおすすめ



石榴や薔薇など植物文 様の壁紙やカーテンなど で、ヴィクトリア時代か ら現在まで根強い人気の ウィリアム・モリス。花 と芸術を愛し、生活の細 部まで芸術で満たすこと を追求したモリスを追っ

「ウィリアム・モリスの楽園へ |

南川三治郎著(世界文化社)

新着図書案内

「根津あかね」・・・・・・・いわむらかずお 「ソフィーは乗馬がとくい」 ・・ディック・キング=スミス 「ユーウツなつうしんぼ」 ・・アンドリュー・クレメンツ 「はるはゆらゆら」・・・・・・・・・ 五味 太郎

間/問合せ | 申/申込み | 内/内線

上尾県税事務所からのお知らせ

間 TEL 772-7111 FAX 772-7199

県税休日納税窓口の開設

埼玉県では、自動車税や不動産取得税など、県税について納税 窓口を開設します。また、納税に関するご相談も受け付けていま すので、お気軽にご利用ください。

日時 5月29日(日) 9時~17時 場所 上尾県税事務所

普通自動車税はコンビニでも納められます

5月は普通自動車税の納期です。納めていただいた税金は、皆 様の安全を守るための施策や教育、福祉など様々な分野に活かさ れています。コンビニでも納められますので、5月31日の納期限 までに忘れずに納めましょう。

行政情報および 個人情報の開示状況

平成16年度における町情報公開条例および 町個人情報保護条例に基づく情報開示状況は 次のとおりでした。

	件数	処理状況	件数
行政情報に 関する開示 3 請求		全部開示	2件
	3件	部分開示	0件
	01+	非開示	0件
		その他(申請取下)	1件

個人情報に 関する開示 4件 請求	全部開示	3件	
	1 1/4	部分開示	1件
	非開示	0件	
	その他	0件	

間 総務課例2221

人権擁護委員の日

人権擁護委員制度を御存知ですか。6月1日は、 人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権 擁護委員の日」と定め、各市町村において人権擁 護委員による人権相談所を開設して、一層の人権 尊重思想の啓発に努めています。

人権相談

日時 6月1日(水) 9時~12時 場所 役場2階第8会議室

町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱 した次の人権擁護委員がいます。

市川 勝久 氏

永田 康子 氏

齋藤 ミツ子氏 町では、6月1日のほかに、奇数月に人権相談

を開設しています。相談は無料、秘密は守られま す。お気軽にご相談ください。

圆 人権推進課例2219

にじいろぱれっと 子どもは未来の大切な宝ー



考えてみま

社会全体

61

ナどもの個性¹の物差しで計れ

る未れない。

母何命でよう今 なれは 一何ま 番度れ 声な し日あ 仟 か

人が一本の物 いように、子ど いように、子ど その宝」として

をはさんで

使える にか握 んでし